

(介護予防)福祉用具貸与



日常生活の便宜を図り、身体負担軽減や介護者の負担軽減のための福祉用具を借りることができます。

◆サービス費用は、用具の種類、事業所によって異なります。

- | | |
|----------|------------------------------|
| 支 要支援1・2 | ●歩行補助つえ ●歩行器 ・手すり(工事を伴わないもの) |
| 介 要介護1 | ●スロープ(工事を伴わないもの) |

- | | |
|----------|--|
| | ●歩行補助つえ ●歩行器 ・手すり(工事を伴わないもの) |
| | ●スロープ(工事を伴わないもの) |
| 介 要介護2～5 | 車いす・車いす付属品・特殊寝台・特殊寝台付属品・床ずれ防止用具
体位変換器・認知症老人徘徊感知機器・移動用リフト(つり具の部分を除く)
自動排泄処理装置(便の吸引機能を持つものは要介護4・5のみ) |

●印の福祉用具のうち、固定用スロープ、歩行器(歩行車を除く)、単点杖(松葉杖を除く)、多点杖は、ケアマネジャーや福祉用具専門相談員の提案を受け、利用者の意思決定で購入することも可能です。

特定(介護予防)福祉用具販売 要申請



入浴や排泄等に使うような衛生上貸与になじまない福祉用具を、指定された事業者から購入した場合に購入費用(毎年4月～翌年3月につき10万円まで)の9～7割分が支給されます。

※購入後に市に申請が必要です。

※購入先が指定事業者かどうか、事前に確認してください。

◆サービス費用は、用具の種類、事業所によって異なります。

腰掛便座・自動排泄処理装置の交換可能部品・入浴補助用具・簡易浴槽・移動用リフトのつり具の部分・排泄予測支援機器

福祉用具貸与対象用具のうち、●印の固定用スロープ、歩行器(歩行車を除く)、単点杖(松葉杖を除く)、多点杖は、ケアマネジャーや福祉用具専門相談員の提案を受け、利用者の意思決定で購入することも可能です。

(介護予防)住宅改修費支給 要申請



自宅内での生活に支障が無いように、対象となる改修を行った場合に改修費用(原則1人につき20万円まで)の9～7割分が支給されます。

※工事前と工事後に市に申請が必要です。

※住宅改修をご希望の場合は、事前にケアマネジャーや地域包括支援センターまたは市にご相談ください。

◆サービス費用は、改修の内容、施工業者によって異なります。

対象となる改修

- ①手すりの取付け ②段差の解消 ③滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更
- ④引き戸等への扉の取替え ⑤洋式便器等への便器の取替え
- ⑥その他、①～⑤の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修



(介護予防)特定施設入居者生活介護



特定施設(介護付有料老人ホーム等)に入居しているかたが、食事・入浴・排泄等の介護、その他の日常生活上の世話や、機能訓練及び療養上の世話を受けます。

※対象となる施設は、都道府県知事の指定を受けた有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム(ケアハウス)、サービス付き高齢者向け住宅のうち、十分な居住水準を満たすものです。



定員29人以下の小規模な事業所が提供する場合は地域密着型サービスに位置づけられます。(地域密着型特定施設入居者生活介護を利用できるのは、要介護1~5のかたのみ)

認知症対応型共同生活介護…グループホーム



認知症のかたが、グループホームと呼ばれる施設で少人数による家庭的な共同生活をしながら、食事・入浴・排泄等の介護、機能訓練等のサービスを受けます。

施設に入所して利用するサービス

介護老人福祉施設…特別養護老人ホーム

介3~5

寝たきりや認知症のために日常生活において常時介護を必要とするかたで、自宅での生活が困難なかたを対象に、生活全般にわたって介護を行う施設です。

※要介護1・2の場合でも、特例的に入所できる場合があります。各施設にお問合せください。



定員29人以下の小規模な事業所が提供する場合は地域密着型サービスに位置づけられます。(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護)

介護老人保健施設

介

慢性期医療と機能訓練によって自宅への復帰を目指す施設です。自立支援や地域・家庭との結び付きが重視されており、介護老人福祉施設と病院の中間的な役割を担っています。

介護医療院

介

慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、「日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れ」や「看取り・ターミナルケア」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた施設です。

ようこそ。 エクセレントケア志津へ。

エクセレントケア志津は、
「心とからだのケア」をテーマに、
佐倉市で唯一「認知症専門棟(40床)」を有する
介護老人保健施設として開設いたしました。
専任のスタッフが認知症の方や医療ニーズの高い方など、
介護を必要とされるすべての方に万全の態勢で
質の高いケアを提供しています。



運営主体

医療法人社団 双和会 / 代表者 志津 雄一郎
千葉県佐倉市上志津1316-1 / 電話/043-461-1110
URL <http://excellentcare-shizu.jp/>

ベッド数

一般棟(60床)/認知症専門棟(40床)

定員

入所/100名(一般棟60名、認知症専門棟40名)
通所/30名(送迎あり)

専任スタッフ

医師、看護師、介護福祉士、介護職員、理学療法士、
作業療法士、管理栄養士、
支援相談員、事務員、ケアマネージャー 他

協力医療機関

聖隷佐倉市民病院、佐倉中央病院、佐倉厚生園病院 等

指定居宅介護支援事業所

ご入所相談窓口
電話/043-461-1110(見学随時対応可)

ご入所・ご通所について
ご相談お問い合わせ

医療法人社団 双和会
介護老人保健施設 **エクセレントケア志津**

〒285-0846 千葉県佐倉市上志津1316-1

TEL.043-461-1110

FAX.043-461-1162

2024年6月1日時点

介護保険のサービスを利用したときは、利用料の1～3割を支払います

- ・事業対象者と判定されたり、要介護等認定を受けると、負担割合が記載された「負担割合証」(桃色)が交付されます。

この証は、毎年8月に新しいものに切り替わります。切り替えに間に合うよう、毎年7月下旬ごろに新しい証を市から郵送します。

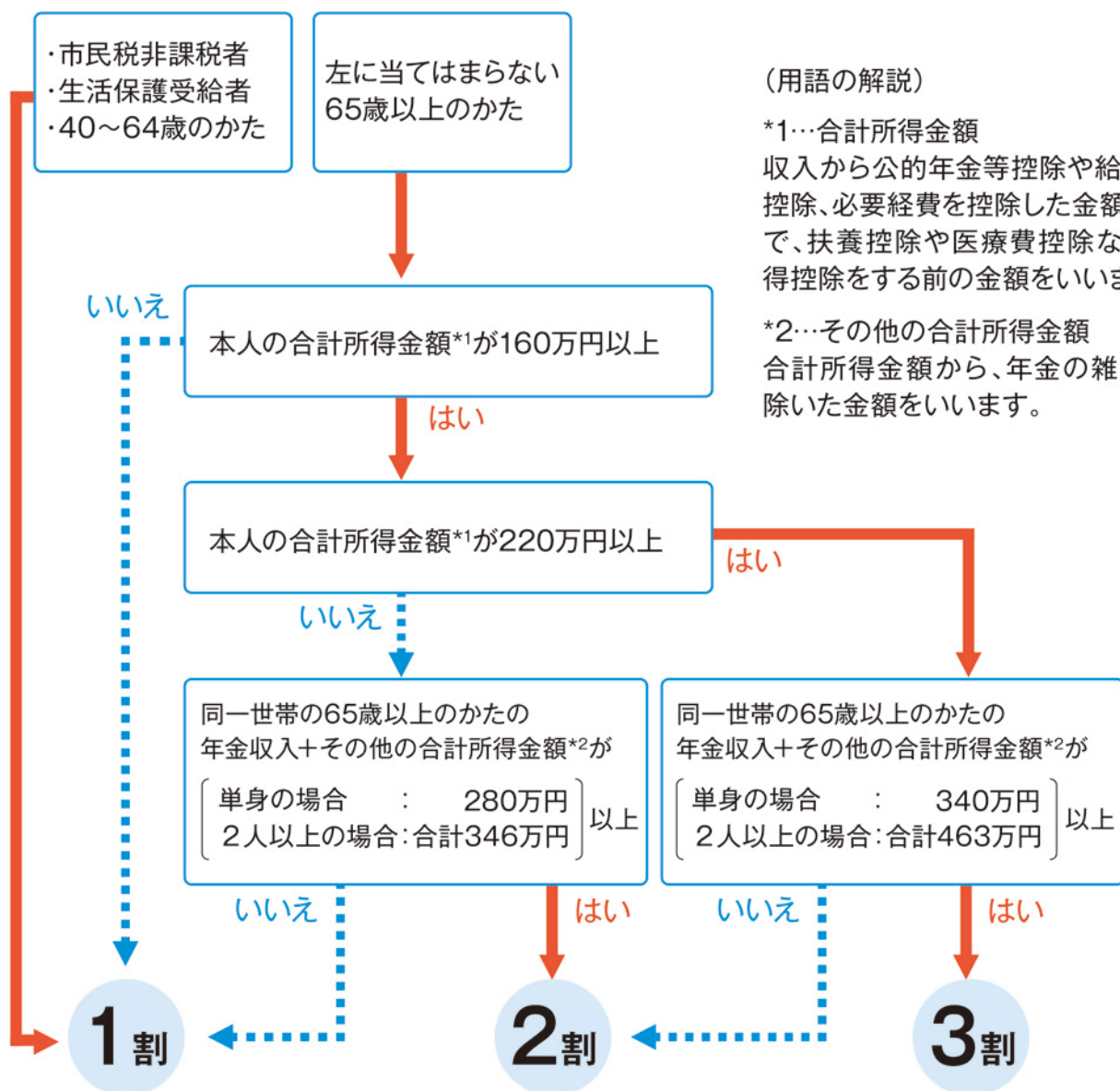
(切り替えのための申請は不要です。)

- ・サービスによっては、食費・居住費(滞在費)・日常生活費など、保険外の費用がかかることがあります。

利用契約時によくご確認ください。

介護保険負担割合証	
交付年月日 年 月 日	
番 号	
被 保 険 者	住 所
	フリガナ
	氏 名
	生年月日
利用者負担の割合	適用期間
割	開始年月日 年 月 日 終了年月日 年 月 日
割	開始年月日 年 月 日 終了年月日 年 月 日
保険者番号並びに保険者の名称及び印	1 2 2 1 2 7 佐 倉 市

～負担割合の判定方法～



(用語の解説)

*1…合計所得金額

収入から公的年金等控除や給与所得控除、必要経費を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額をいいます。

*2…その他の合計所得金額

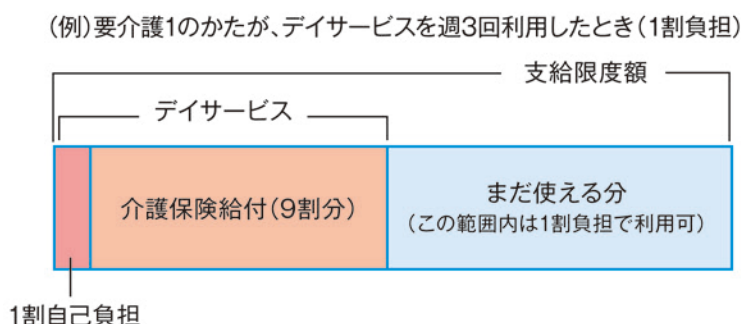
合計所得金額から、年金の雑所得を除いた金額をいいます。

1～3割で利用できる額には上限があります(支給限度額)

区分別に、1か月のうち1～3割負担で利用できる額が決まっており、上限を超えてサービスを利用した場合、超えた分は全額自己負担となります(限度額が適用されないサービスもあります)。

区 分	支給限度額※
事業対象者	50,320円
要支援1	50,320円
要支援2	105,310円
要介護1	167,650円
要介護2	197,050円
要介護3	270,480円
要介護4	309,380円
要介護5	362,170円

※…標準地域の支給限度額(10割)です



1～3割負担が高額になった場合は、高額介護サービス費等が支給されます

サービスに係る1か月あたりの1～3割の自己負担額が一定の限度額を超えた場合、申請により、限度額を超えた分が払い戻されます。

●支給までの流れ



対象となるかた	利用者負担の上限額(月額)
年収約1,160万円以上	140,100円(世帯)
年収約770万～約1,160万円未満	93,000円(世帯)
世帯のどなたかが市民税を課税されているかたで、年収約770万円未満	44,400円(世帯)
世帯の全員が市民税を課税されていないかた	24,600円(世帯)
前年の合計所得金額と公的年金収入額の合計が年間80万円以下のかた等	15,000円(個人)
生活保護を受給しているかた等	15,000円(個人)



医療と介護の両方のサービスを利用している世帯で、年間の自己負担合計額が一定の限度額を超えた場合、限度額を超えた分が払い戻されます(高額医療・高額介護合算制度)。

- ・後期高齢者医療制度・国民健康保険加入のかた
→支給対象となる場合は市からご案内しますので、各医療保険担当窓口(市役所健康保険課)へ申請してください。
- ・被用者保険に加入のかた
→加入している医療保険組合へ申請してください。

所得の低いまたは、申請により施設の食費・居住費(滞在費)が軽減されます

介護保険負担限度額認定

以下のいずれかのサービスを利用する場合、その食費や居住費(滞在費)を所得段階に応じて軽減します。

〈対象となるサービス〉

・ショートステイ

(介護予防)短期入所生活介護・(介護予防)短期入所療養介護

・施設サービス

特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)・介護老人保健施設・介護医療院

・地域密着型特別養護老人ホーム

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

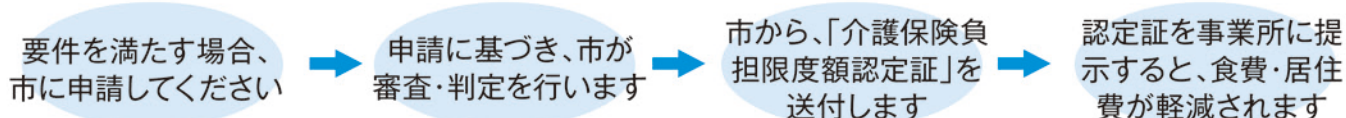
〈軽減を受けるための要件〉

①世帯全員(住民票上世帯が異なる配偶者も含む)が市民税非課税

②本人と配偶者の預貯金等の資産が一定額以下

※②のみを満たしている場合、特例的に減額を受けられる場合があります(特例減額措置)。

●軽減を受けるまでの流れ



◆介護保険負担限度額認定を受けると、食費・居住費の自己負担は下表の範囲内の金額になります。

令和6年8月からの金額です。

利用者負担段階	主な対象者	預貯金額 ●:単身 ▲:夫婦	居住(滞在)費【日額】						食費 []はショートステイの場合
			ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室 特養等	老健・医療院等	多床室 特養等	老健・医療院等	
第1段階	生活保護受給者	●1,000万円以下 ▲2,000万円以下	880円	550円	380円	550円	0円	0円	300円 [300円]
第2段階	世帯全員 年金収入金額※2+合計所得金額が80万円以下	●650万円以下 ▲1,650万円以下	880円	550円	480円	550円	430円	430円	390円 [600円]
第3段階①	世帯全員 ※1が市民税非課税 年金収入金額※2+合計所得金額が80万円超120万円以下	●550万円以下 ▲1,550万円以下	1,370円	1,370円	880円	1,370円	430円	430円	650円 [1,000円]
第3段階②	世帯全員 ※1が市民税非課税 年金収入金額※2+合計所得金額が120万円超	●500万円以下 ▲1,500万円以下	1,370円	1,370円	880円	1,370円	430円	430円	1,360円 [1,300円]

※1…住民票上世帯が異なる配偶者も含みます

※2…課税年金+非課税年金(遺族年金・障害年金)の合計金額

その他の負担軽減制度

社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度

軽減事業実施の申出を行った社会福祉法人等が、介護保険サービスに係る1割自己負担分や食費・居住費の一部を軽減します。市民税非課税世帯で、特に生計が困難なかつ及び、生活保護受給者が対象です。詳しくは市にお問合せください。

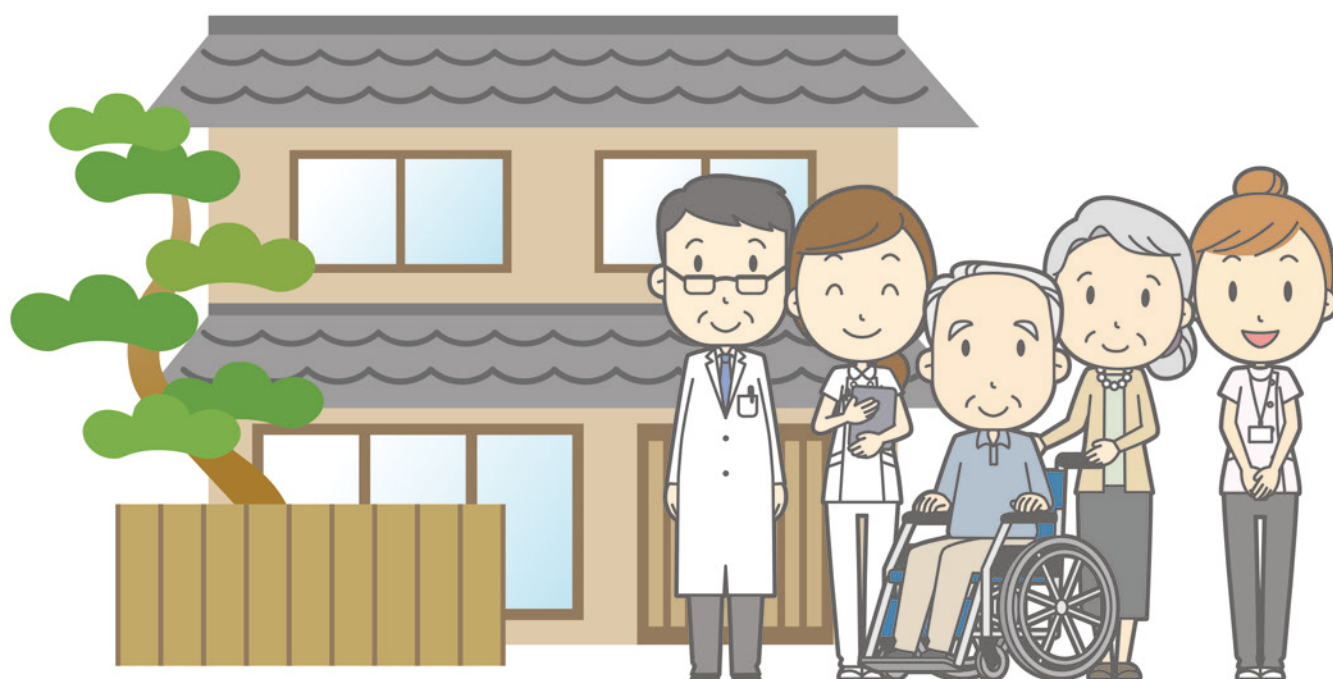
外来診療

訪問診療

訪問看護

居宅介護支援事業

私たちは、患者様一人一人の
“どう生きたいか”という
意思を尊重した医療を目指しています。



外来診療時間

お気軽に
ご相談
ください

診療時間	月	火	水	木	金	土
9:00~13:00	●	●	▲	●	●	●

受付時間 8:00~11:30 休診日 日・祝

※外来終了後、訪問診療 ▲…水曜日は非常勤医師となります

〈診療内容〉

- 一般内科診療
- 各種市検診
- 緩和ケア
- 在宅医療

医療法人社団雄樹会

穴戸内科医院

千葉県佐倉市
王子台1-18-7

TEL:043-487-9551

<https://sisido.jp/>

穴戸内科医院

検索